

平成十二年九月二十二日提出
質 問 第 二 二 号

タクシーの財産権に関する質問主意書

提出者 今田保典

タクシーの財産権に関する質問主意書

供給過剰のタクシーを減車させることについて、運輸省当局は事業者の「財産権」の侵害に当たるおそれがあるとし、こうした調整施策の取り組みに消極的であるが、本件は掘り下げて検討する必要があると考えることから、次の事項について質問する。

一 現在の事業免許制の下において、タクシーの「財産権」は確立された権利であるのかどうか。

二 確立されたとする場合、その根拠法令とこれまでの判例を示されたい。また、その「財産権」は具体的にどのような権利であるのか。

三 免許制から許可制に移行し、タクシー自由化と言われる新たな状況下においても、その「財産権」は存在するものであるのか。

右質問する。